

## 公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書（案）の概要

### I はじめに

- 昨年9月から有識者ヒアリングを含め、6回にわたって委員会において検討
- 本報告書に基づき、政府において具体的な措置が講じられることを期待

### II 基本的な考え方

- 公文書管理法制定前は、諸外国と比べて我が国の公文書管理体制は脆弱という認識があったが、公文書管理法の施行を経た現在、様々な点における改善が見られる
- 現用文書と非現用文書の管理を一貫したプロセスでつなぐ公文書管理制度をより良いものとするよう、更なる改善のための措置が必要
- 本報告書と「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」が相まって、政府全体の公文書管理の体制が充実することを期待

### III 個別論点と見直しの方向

#### （1）現用文書と非現用文書をつなぐ評価選別の在り方について

- 研究者の知見・協力を活用した評価選別の在り方を向上させる仕組み
- 専門職員の育成・配置等、各行政機関における文書管理業務を支援する仕組み
- 学識経験者の知見・協力を活用した文書管理に関する評価・検証を行う試み
- 電子文書の適切な保存・移管のための電子中間書庫の検討、文書管理システムの改善
- Web・サテライト研修等の多様な研修の実施、コンテンツの充実

#### （2）特定歴史公文書等について

- 利用者の声も踏まえ、専門職員の増員等、利用サービスの更なる充実
- 「時の経過」を踏まえた利用決定を行っている国立公文書館等の現状や運営体制、諸外国における判断ルール、個人情報取扱に関する議論の状況等に配慮した 利用審査事務・不服審査事務の効率化
- 国立公文書館等の指定に当たって指針となる 「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」について、独立行政法人等の視点を踏まえた 見直し

#### （3）地方公共団体における文書管理について

- 地方公共団体の参考となる取組の情報収集・提供や、実務的な課題の支援等、国や国立公文書館が地方公共団体を積極的に支援し、普及・啓発を実施する取組